

第12回 自殺対策推進会議 議事次第

日時：平成23年6月16日（木）10:00～12:00

場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

1. 開会

2. 議事

○自殺者数の推移について

○自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況について

3. 閉会

(配付資料)

資料1 自殺者数の推移

資料2 自殺対策推進会議の当面の進め方について

資料3 自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況について

資料4 自殺総合対策大綱

五十嵐委員提出資料

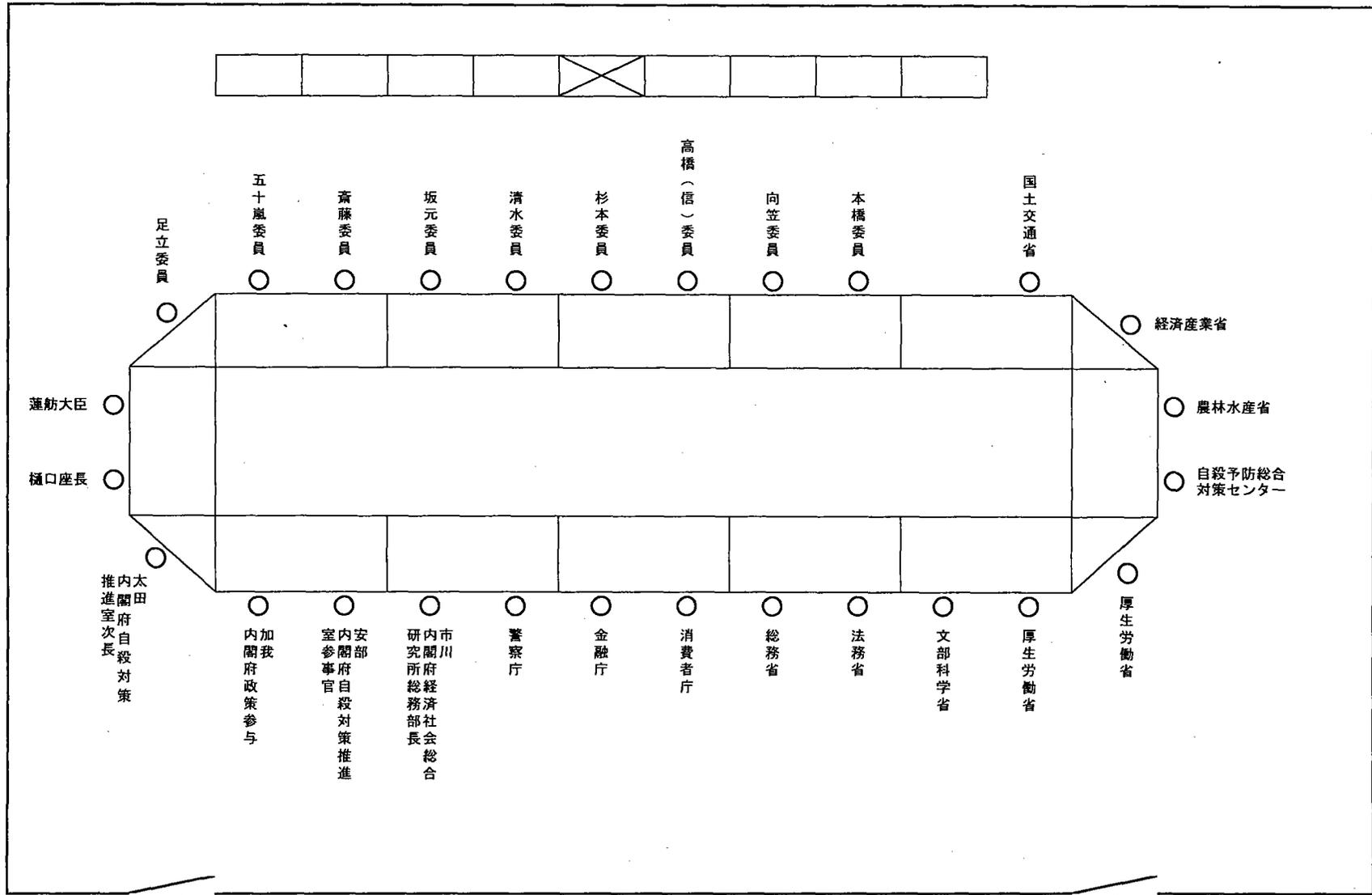
斎藤委員提出資料

文部科学省提出資料

平成22年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況

第12回自殺対策推進会議 座席表

日時：平成23年6月16日（木）10:00～12:00
場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室



自殺対策推進会議の開催について

平成20年1月31日 自殺総合対策会議決定
平成23年5月30日 最終改正

1. 趣旨

自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）に基づき、施策の実施状況の評価並びにこれを踏まえた施策の見直し及び改善等についての検討に民間有識者等の意見を反映させるため、自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

2. 構成等

- (1) 推進会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。ただし、内閣府特命担当大臣（自殺対策）は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- (2) 推進会議は、内閣府特命担当大臣（自殺対策）が召集する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 推進会議における議事の公表

座長は、推進会議の終了後、速やかに、当該推進会議の議事要旨を作成し、これを公表する。また、一定期間を経過した後に、当該推進会議の議事録を作成し、推進会議に諮った上で、これを公表する。

4. 意見の取扱い等

推進会議における意見は、内閣府において整理し、必要に応じ自殺総合対策会議に報告する。

5. 庶務

推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府自殺対策推進室において処理する。

6. その他

前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣（自殺対策）が定める。

(別紙)

足立 勇人	日本弁護士連合会前副会長
五十嵐 千代	東京工科大学医療保健学部産業保健実践研究センター長 同大学同学部看護学科准教授
市川 佳子	日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長
斎藤 友紀雄	(社) 日本いのちの電話連盟常務理事 日本自殺予防学会理事長
坂元 昇	全国衛生部長会副会長 川崎市健康福祉局医務監
清水 康之	NPO法人ライフリンク代表
杉本 脩子	NPO法人全国自死遺族総合支援センター代表
高橋 信雄	JFEスチール(株) 安全衛生部主幹
高橋 祥友	防衛医科大学校教授
(座長) 樋口 輝彦	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター総長
三上 裕司	日本医師会常任理事
南 砂	読売新聞東京本社編集委員
向笠 章子	福岡県スクールカウンセラー、臨床心理士
本橋 豊	秋田大学医学部長
渡辺洋一郎	渡辺クリニック院長 (社) 大阪精神科診療所協会会長

<オブザーバー>

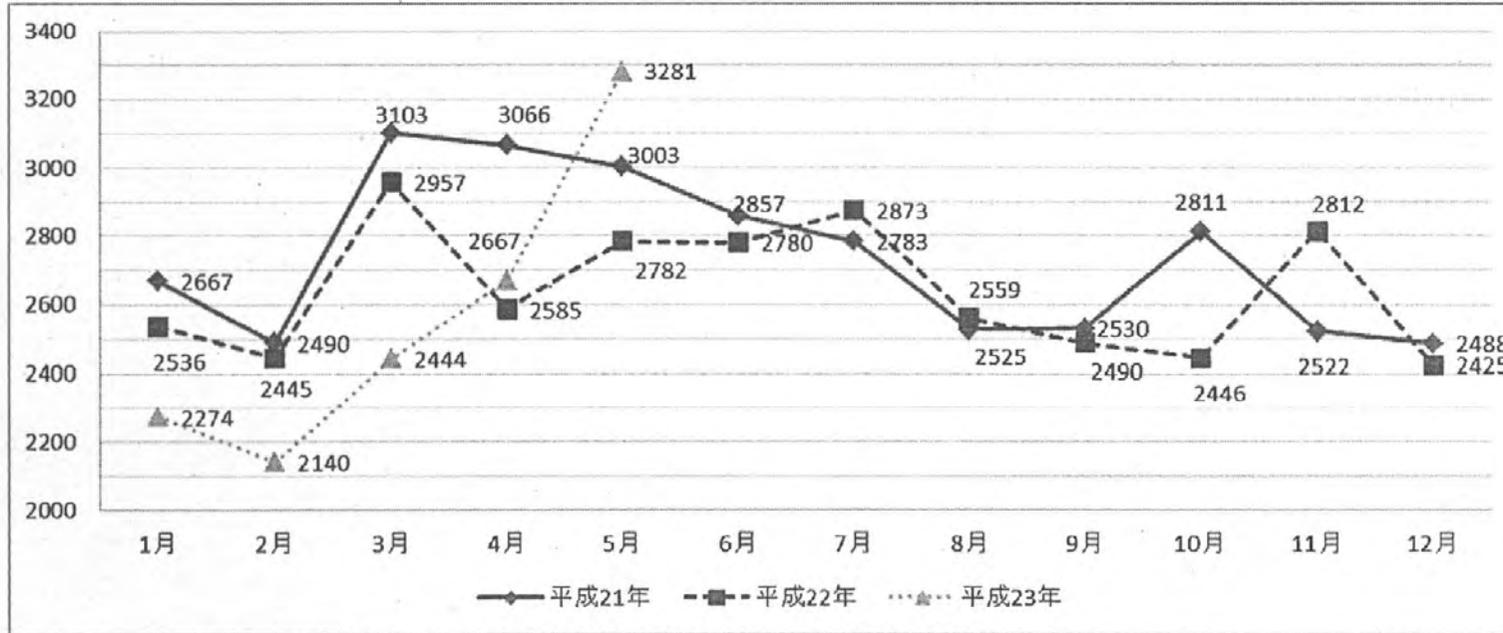
内閣府自殺対策推進室参事官
内閣府経済社会総合研究所総務部長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
金融庁総務企画局政策課長
消費者庁政策調整課長
総務省大臣官房企画課長
法務省大臣官房参事官(総合調整担当)
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長
経済産業省中小企業庁小規模企業政策室長
国土交通省総合政策局安心生活政策課長
自殺予防総合対策センター長

自殺者数の推移

(資料1)

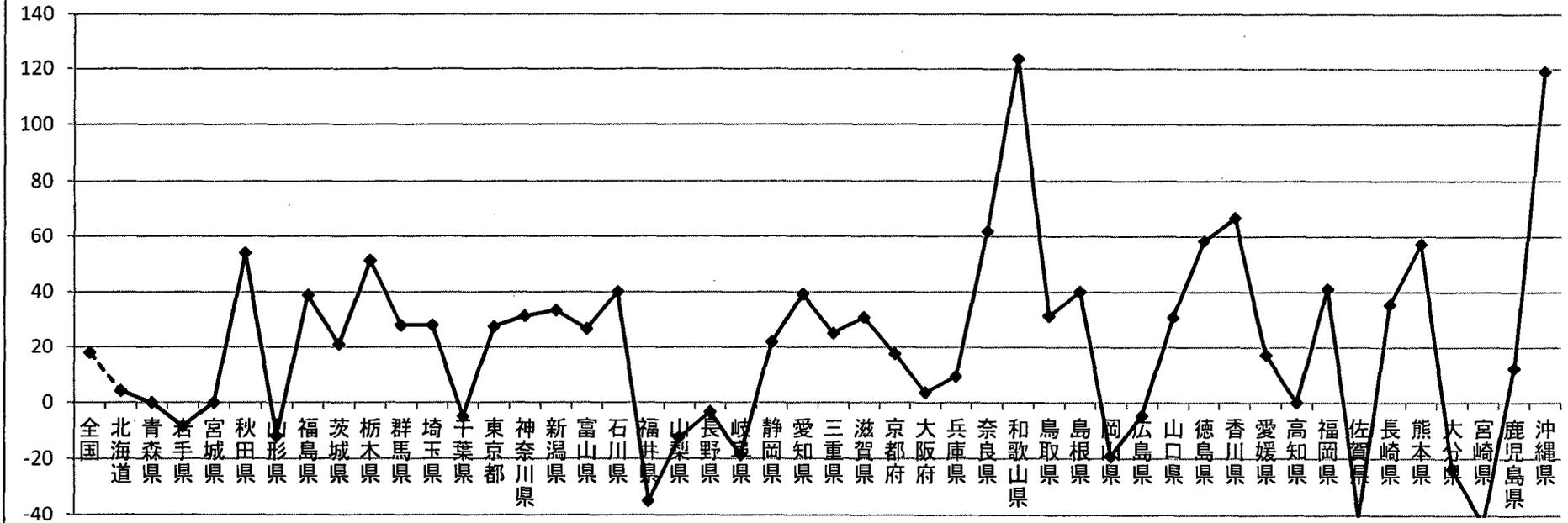
平成23年6月16日
内閣府経済社会総合研究所自殺分析班

平成23年5月までの全国の自殺者数の推移(発見日ベース)



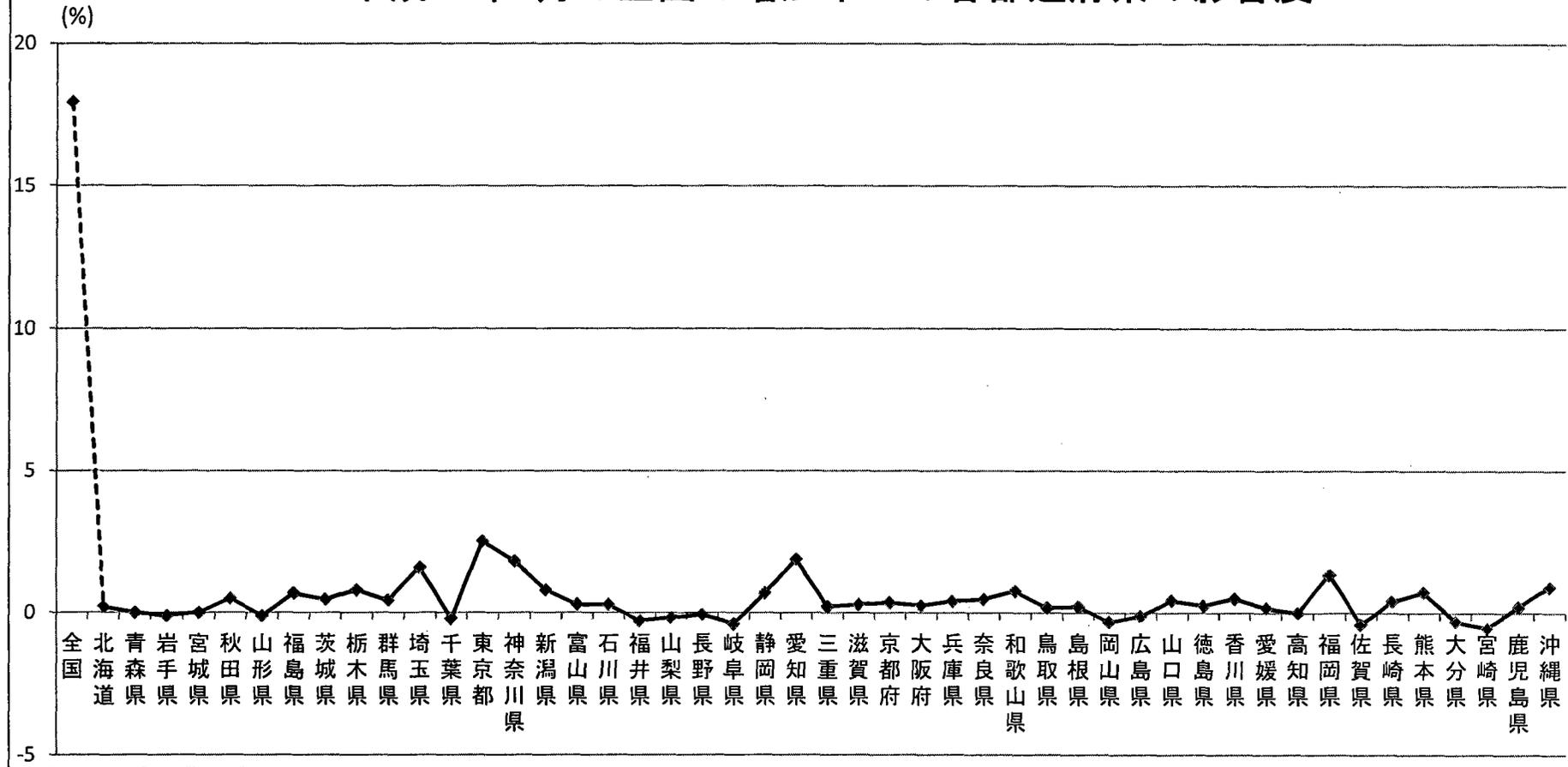
注) 平成23年6月7日警察庁公表の暫定値。

平成23年5月の各都道府県別増減率(前年同月比)



注) 発見日・発見地ベース。

平成23年5月の全国の増加率への各都道府県の影響度



注) 1. 発見日・発見地ベース。

2. 影響度は、全国増加率に対し、各都道府県がそれぞれ何%分影響したかを示すもの。

各都道府県別の影響度を足し合わせると、全国増加率となる。

各都道府県の自殺者数の前年同月からの差を、前年同月の全国の自殺者数で割って計算した。

月別の自殺者数の公表について（5月末の速報値）

1 自殺者総数

	総 数	うち男うち女		H22	対前年同月比	
					増加数	増加率
1月	2,274	1,551	723	2,536	-262	-10.3%
2月	2,140	1,488	652	2,445	-305	-12.5%
3月	2,444	1,740	704	2,957	-513	-17.3%
4月	2,667	1,846	821	2,585	+82	3.2%
5月	3,281	2,210	1,071	2,782	+499	17.9%
6月	-					
7月	-					
8月	-					
9月	-					
10月	-					
11月	-					
12月	-					
合計	12,806	8,835	3,971	13,305	-499	-3.8%

2 都道府県別自殺者数

都道府県	5月	前年5月	増減
北海道	151	145	6
青森	49	49	-
岩手	32	35	-3
宮城	50	50	-
秋田	40	26	14
山形	22	25	-3
福島	68	49	19
東京	325	255	70
茨城	75	62	13
栃木	65	43	22
群馬	55	43	12
埼玉	201	157	44
千葉	114	120	-6
神奈川	210	160	50
新潟	88	66	22
山梨	35	40	-5
長野	56	58	-2
静岡	106	87	19
富山	38	30	8
石川	28	20	8
福井	15	23	-8
岐阜	48	59	-11
愛知	185	133	52
三重	30	24	6
滋賀	34	26	8
京都	67	57	10
大阪	206	199	7
兵庫	128	117	11
奈良	34	21	13
和歌山	38	17	21
鳥取	21	16	5
島根	21	15	6
岡山	38	47	-9
広島	61	64	-3
山口	51	39	12
徳島	19	12	7
香川	35	21	14
愛媛	34	29	5
高知	21	21	-
福岡	127	90	37
佐賀	16	27	-11
長崎	42	31	11
熊本	55	35	20
大分	26	34	-8
宮崎	20	35	-15
鹿児島	55	49	6
沖縄	46	21	25

※ 自殺者数は、死体が発見された都道府県及び月に計上している。

平成23年の月別の自殺者数について

(5月末の速報値)

【平成23年6月6日集計】

1 自殺者総数

	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総数	12,806	2,274	2,140	2,444	2,667	3,281	-	-	-	-	-	-	-
うち 男	8,835	1,551	1,488	1,740	1,846	2,210							
うち 女	3,971	723	652	704	821	1,071							

2 都道府県別自殺者数

都道府県	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道	571	91	95	113	121	151							
青森	178	30	27	36	36	49							
岩手	148	24	26	27	39	32							
宮城	199	48	33	33	35	50							
秋田	133	22	25	21	25	40							
山形	133	26	20	27	38	22							
福島	236	39	46	41	42	68							
東京	1,250	215	228	233	249	325							
茨城	301	48	45	68	65	75							
栃木	239	38	42	42	52	65							
群馬	204	27	36	37	49	55							
埼玉	731	149	115	118	148	201							
千葉	566	115	112	103	122	114							
神奈川	774	144	119	145	156	210							
新潟	322	52	46	71	65	88							
山梨	128	23	19	25	26	35							
長野	219	47	40	40	36	56							
静岡	405	73	66	70	90	106							
富山	135	28	22	25	22	38							
石川	113	26	12	21	26	28							
福井	75	8	15	15	22	15							
岐阜	217	40	33	51	45	48							
愛知	730	128	132	135	150	185							
三重	140	21	36	29	24	30							
滋賀	156	26	24	31	41	34							
京都	246	50	30	51	48	67							
大阪	750	137	116	140	151	206							
兵庫	536	77	98	111	122	128							
奈良	104	16	14	11	29	34							
和歌山	124	22	19	24	21	38							
鳥取	67	6	11	14	15	21							
島根	78	11	16	11	19	21							
岡山	176	39	24	27	48	38							
広島	245	44	29	51	60	61							
山口	156	21	20	32	32	51							
徳島	71	12	7	15	18	19							
香川	110	19	14	21	21	35							
愛媛	153	20	33	34	32	34							
高知	90	14	19	18	18	21							
福岡	568	110	110	104	117	127							
佐賀	76	9	8	23	20	16							
長崎	146	24	30	27	23	42							
熊本	213	36	38	50	34	55							
大分	108	19	12	30	21	26							
宮崎	133	23	25	27	38	20							
鹿児島	194	42	30	42	25	55							
沖縄	159	35	23	24	31	46							

※ 自殺者数は、死体が発見された都道府県及び月に計上している。

(資料2)

平成23年6月2日
自殺対策推進会議

自殺対策推進会議の当面の進め方について

平成23年3月1日に開催された自殺総合対策会議（第9回）において、「新大綱の案の作成に資するため、自殺対策推進会議において、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し、有識者等の意見を幅広く聴取することとする。」とされたことから、自殺対策推進会議において、当面以下のように検討を進めることとする。

第12回（6月中旬）
各省ヒアリング①

第13回（7月上旬）
各省ヒアリング②

第14回・第15回（7月下旬～9月上旬）
現大綱の実施状況について意見交換

自殺総合対策会議（第10回）
自殺対策推進会議の開催・検討状況について報告

(参 考)

自殺総合対策大綱の見直しについて

〔平成 23 年 3 月 1 日
自殺総合対策会議決定〕

平成 19 年 6 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」(以下「現大綱」という。)において、おおむね 5 年を目途に見直すこととされていることから、平成 23 年から見直しに向けた検討に着手する。

1. 自殺総合対策会議は、自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)第 20 条第 2 項第 1 号に基づき、平成 24 年春を目途に、新しい自殺総合対策大綱(以下「新大綱」という。)の案の作成を行う。
2. 新大綱の案の作成に資するため、自殺対策推進会議において、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し、有識者等の意見を幅広く聴取することとする。

自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況について

自殺総合対策大綱の項目	担当府省	取組
1 自殺の実態を明らかにする取組		
(1) 実態解明のための調査の実施	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ○こころの健康（自殺対策）に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、こころの健康（自殺対策）に関する世論調査を実施（平成19年5月）。 ○自殺に関する国民の意識や自殺サイトへの接触などの実態を把握し、今後の施策の参考とするため、自殺対策に関する意識調査を実施（平成20年2月）。 ○硫化水素ガスを発生させて自殺を図る事案が相次いだため、「平成20年度硫化水素自殺事案とマスメディア報道に関する調査研究」を実施（平成20年度）。 ○諸外国における自殺対策関連施策の実態を把握するため、「我が国及び諸外国における自殺対策関連施策と自殺統計等に関する調査」を実施（平成22年度）。
	内閣府（研究所）	○警察庁から自殺に関するより詳細なデータの提供を受け、厚生労働省その他の関係機関の保有する自殺に関する統計データも含めて詳細な分析等を行い、その結果を順次公表することとした。
	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」（旧「こころの健康科学研究事業」）において、 <ul style="list-style-type: none"> ①「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」（平成18～20年度） ②「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」（平成19～21年度） ③「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」（平成21・22年度） ④「自殺の原因分析に基づく効果的な自殺防止対策の確立に関する研究」（平成22年度） <p>を実施。</p>

(2) 情報提供体制の充実	厚生労働省	<p>○自殺予防総合対策センターのWebサイト「いきる」で、自殺の現状、国・地方自治体の自殺対策、WHOや海外での取組等について紹介（平成19～21年度）。タイムリーな情報発信として、Webサイト「いきる」にメッセージの欄を設けたほか、ブックレットシリーズ、パンフレットを刊行（平成21年度）。</p> <p>○自殺予防総合対策センターのWebサイト「いきる」で、基礎資料、自殺の統計、地方自治体の取組、相談窓口、海外の情報、センターで発行した印刷物等を紹介（平成22年度）。</p>
(3) 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進	厚生労働省	<p>○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、「自殺未遂者及び自殺者遺族等へのケアに関する研究」（平成18～20年度）、「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」（平成21・22年度）を実施し、その中で自殺未遂者等の調査研究を実施。</p>
(4) 児童生徒の自殺予防についての調査の推進	文部科学省	<p>○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアル（平成21年3月）及び「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月）を作成、配布。子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針や米国における子どもに対する自殺予防教育に関する調査結果を盛り込んだ「平成22年度審議のまとめ」を公表。（平成23年6月）また、背景調査に関する通知等を都道府県・指定都市教育委員会等に発出（平成23年6月）。</p>
(5) うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発	厚生労働省	<p>○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「プライマリーケアで使用可能な、DNAチップを用いたうつ病の診断指標の作成」（平成20～22年度） ②「難治性うつ病の治療反応性予測と客観的診断法に関する生物・心理・社会的統合研究」（平成18～20年度） ③「地域における一般診療科と精神科の連携によるうつ病/自殺ハイリスク者の発見と支援」（平成19～21年度） ④「リワークプログラムを中心とするうつ病の早期発見から職場復帰に至る包括的治療に関する研究」（平成20～22年度）

		<p>⑤「気分障害の神経病理学に基づく分類を目指した脳病態の解明」(平成21・22年度)等の研究を実施。</p>
(6) 既存資料の利活用の推進	内閣府	<p>○警察庁から平成19年及び20年の自殺統計データ(都道府県別・警察署別)の提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」を作成・公表(平成21年度)。</p> <p>○警察庁から平成21年分(暫定値)の自殺統計データ(全国・都道府県別・市区町村別)の提供を受けて作成した「平成21年地域における自殺の基礎資料」を含む「自殺対策強化のための基礎資料」を作成・公表(平成22年3月30日)。</p> <p>○平成22年4月分から8月分まで、毎月、都道府県別及び市区町村別(自殺者の生前の住居地及び発見地)の自殺統計データについて警察庁から提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」を作成・公表。</p>
	内閣府(研究所)	<p>○平成22年9月分以降は、内閣府経済社会総合研究所に設置した分析班でより詳細な分析を行うこととなり、警察庁から自殺に関するより詳細なデータの提供を受け、平成22年9月および平成22年年次(暫定値)における都道府県、市区町村別の自殺の基礎資料を作成・公表。</p>
	警察庁	<p>○自殺の原因・動機の項目を中心に見直した新しい自殺統計原票の運用を開始(平成19年1月～)。</p> <p>○自殺者の生前の住居地及び発見地を市区町村単位で記入する項目を加えた新しい自殺統計原票の運用を開始(平成21年1月～)。</p> <p>○「平成18年中における自殺の概要資料」を公表(平成19年6月)。</p> <p>○「平成19年中における自殺の概要資料」を公表(平成20年6月)。</p> <p>○「平成20年中における自殺の概要資料」を公表(平成21年5月)。</p> <p>○「平成21年中における自殺の概要資料」を公表(平成22年5月)。</p> <p>○「平成22年中における自殺の概要資料」を公表(平成23年3月)。</p> <p>○平成20年中の自殺者数(総数、男女別、都道府県別及び月別)を公表(平成21年4月)。</p> <p>○平成21年1月分以降の月別の自殺者数(総数、男女別及び都道府県別)を暫定値として公表(平成21年3月)</p>

		<p>～)。</p> <p>○平成 22 年 5 月以降の月別の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を速報値・暫定値として公表（平成 22 年 6 月～）。</p> <p>○平成 16 年から 19 年までの都道府県別及び警察署別の自殺統計データを内閣府へ提供（平成 20 年 6 月・12 月）。</p> <p>○平成 19 年から 20 年までの都道府県別及び警察署別の自殺統計データを内閣府へ提供（平成 21 年 7 月）。</p> <p>○平成 21 年度「自殺対策強化月間」の実施に伴い自殺統計データ（平成 19 年、20 年の 3 月分の全国及び都道府県別、平成 21 年分（暫定値）の全国、都道府県別及び市区町村別）を内閣府へ提供（平成 22 年 2 月）。</p> <p>○「いのちを守る自殺対策緊急プラン」に基づき、平成 22 年 4 月分から毎月の月別自殺統計データ（全国、都道府県別及び市区町村別）を内閣府へ提供（平成 22 年 5 月～）。</p> <p>○自殺統計原票データ（平成 17 年～21 年、平成 22 年 1 月～9 月分（暫定値））を内閣府へ提供（平成 22 年 11 月）。</p> <p>○平成 22 年 10 月分から毎月の自殺統計原票データ（暫定値）を内閣府へ提供（平成 22 年 11 月～）。</p> <p>○平成 22 年中の自殺統計原票データ（確定値）を内閣府へ提供（平成 23 年 3 月）。</p>
	厚生労働省	<p>○自殺予防総合対策センターにおいて、</p> <p>①人口動態調査に基づく地域、年齢階級等に関する分析を実施（平成 20・21 年度）。</p> <p>②警察庁のデータを活用した自殺の実態分析を実施（平成 20 年度）。</p> <p>③警察庁のデータを活用した自殺の実態分析につき内閣府に協力（平成 21 年度）。</p> <p>○自殺予防総合対策センターにおいて、人口動態統計に基づく地域ごとの自殺死亡統計の分析を実施し、平成 23 年 3 月には「自殺対策のための自殺死亡の地域統計」を全面的に改訂した（平成 22 年度）。</p>
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組		
(1) 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施	内閣府	<p>○自死遺族支援全国キャラバン実行委員会との共催により東京都でシンポジウムを開催し、全国キャラバンの開始宣言を共同で行うとともに、キャラバン事業として開催されるシンポジウムにパネリストとしての職員の派遣、後援名義の付与などの支援を実施（平成 19 年</p>

7月1日)。

- 東京都において「第1回自殺対策シンポジウム」を開催(平成19年9月)。
- 厚生労働省及び開催県との共催により全国5か所(山形県、石川県、鳥取県、高知県、鹿児島県)において地方シンポジウムを開催(平成20年8月31日～9月20日)。
- 特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク及び東京都との共催により「WHO世界自殺予防デーシンポジウム」を開催(平成20年9月14日)。
- 「自殺予防のための行動～3つのポイント～」を策定し、啓発活動を実施(平成21年2月)。
- 「自殺予防週間」(9月10日～16日)において、
 - ①関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけ(平成19～22年度)。
 - ②開催県との共催により全国5か所(茨城県、静岡県、和歌山県、岡山県、徳島県)において地方シンポジウムを開催(平成21年9月6日～9月27日)。
 - ③東京都において「平成21年度自殺対策シンポジウムIN東京」を開催(平成21年9月13日)。
 - ④引き続き不眠とうつに着目した「睡眠キャンペーン」を実施し、内閣府自殺対策推進室Webサイトの特設サイトをリニューアル。さらに、東京駅前において街頭キャンペーンを実施(平成22年9月10日)。
 - ⑤著名人によるメッセージムービーを作成、Webサイト上で公開(平成22年9月10日～)。
 - ⑥東京都において「自殺対策国民会議2010」を開催(平成22年9月10日)。
- 「自殺対策強化月間」(3月)において、
 - ①関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけ(平成21・22年度)。
 - ②テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・鉄道広告等の様々な媒体で啓発活動を実施(平成21・22年度)。
 - ③不眠とうつに着目した「睡眠キャンペーン」を実施し、特設サイトを内閣府自殺対策推進室Webサイト内に開設(平成21年度)。さらに、新橋駅前にて街頭キャンペーンを実施(平成22年3月1日)。
 - ④周りの人の悩みに誰もが気づくことをテーマに「気づき」を促すキャンペーンを実施し、特設サイトを内閣府自殺対策推進室Webサイト内に開設(平成22

		<p>年度)。</p> <p>⑤「ゲートキーパー養成研修用DVD」や「ゲートキーパー一般啓発用DVD」、「ゲートキーパー養成研修用テキスト」、「誰でもゲートキーパー手帳」などのゲートキーパー養成用の資料を作成し、都道府県・政令指定都市自殺対策主管課に配布(平成22年度)。</p> <p>⑥「自殺対策強化月間」に向けて「自殺対策ファーストエイドワークショップ」を開催(平成22年11月25日)。</p> <p>○「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、関係省庁、地方公共団体等と一体となって、全国的な啓発活動を展開する(平成23年度)。</p>
<p>(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施</p>	<p>総務省</p>	<p>○平成18年度に開発した放送分野のメディアリテラシー向上のための小学校高学年及び高校生向け教材の説明会を各地で実施(平成19年度)。</p> <p>○「放送分野におけるメディアリテラシー」サイトを開設。様々なメディアリテラシー関連情報と共に、Web教材を開発・掲載(平成20年度)。</p> <p>○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」を平成18年度から実施。</p> <p>○中学生を対象とした放送分野のメディアリテラシーの向上のためのWeb教材を開発・掲載(平成21年度)。</p> <p>○小学校教員を対象とした放送分野におけるメディアリテラシー向上のための授業実践パッケージを開発・掲載(平成22年度)。</p>
	<p>文部科学省</p>	<p>○生命を尊重する心をはぐくむ道德教育を推進する観点から実践研究を実施(平成19～22年度)。</p> <p>○小・中・高等学校の新学習指導要領を告示(平成20年3月小・中学校、平成21年3月高等学校)。</p> <p>○かけがえのない生命について考えさせるなど、道德の内容を分かりやすく表した「心のノート」を小中学生に配布。(平成19～22年度)「心のノート」をWebサイトへ掲載(平成22年度)。</p> <p>○保護者・地域との連携、外部講師派遣、道德教材の活用など、自治体等における多様な取組に対する支援を実施し、命を大切に作る心を育成する道德教育の一層の推進(平成22～23年度)。</p>

- 全国規模の学校団体やPTA、通信関係団体などの関係業界・団体の連携強化を目的とした「ネット安全安心全国推進会議」・「ネット安全安心全国推進フォーラム」を実施（平成19年11月、平成20年1月、平成20年3月、平成20年8月、平成20年11月、平成21年1月、平成22年2月、平成22年3月、平成24年3月（予定））。
- 有害情報から青少年を守るため、地域における取組体制の構築、フィルタリングの普及活動などの教育・啓発活動を支援する「地域の実情に応じた有害情報対策事業」を実施（平成19～23年度）。
- インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等によるケータイモラルキャラバン隊を結成し、全国で学習・参加型のシンポジウム開催（予定）（平成23年度）。
- 子ども向けの携帯電話のインターネット利用に際しての留意点を盛り込んだ啓発資料「ちょっと待って！ケータイ」を作成し、全国の小学6年生に配布（平成20年2月、平成21年1月、平成22年2月、平成24年3月（予定））。
- 保護者向けの携帯電話利用に係る親子のルールづくり等を促すリーフレット「ちょっと待って！はじめてのケータイ」を作成し、教育委員会・PTA団体等へ配布（平成21年2月、平成22年2月、平成24年3月（予定））。
- 子どもの携帯電話をめぐる問題に関する映像資料を作成・配布（平成20年9月、平成22年3月）。
- 総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」を平成18年度から実施。
- 新学習指導要領において、情報モラル教育の充実を図った（小中学校平成20年3月28日告示、高等学校平成21年3月9日告示）。
- 新学習指導要領における情報モラル教育をはじめとした教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指導をはじめ学校・教育委員会の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」を作成。（平成21年3月）平成22年10月には新たに高等学校分を追補。

		<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル指導の一層の普及を図るための「情報モラル指導セミナー」を47都道府県において開催（平成19年度）。 ○情報モラル研修教材「5分で分かる情報モラル」を作成・配付（平成19年度）。 ○情報モラル指導に関する教員向けWebサイトを作成・公開（平成19年度作成、平成20年度公開）。 ○学校における情報モラル教育の一層の推進を図るため、地域に専門家を派遣する事業や、教員等に対し情報モラルに関する専門的な研修を実施（平成21年度）。 ○国立教育政策研究所において、すべての小中学校の教員が情報モラル教育を指導するための参考となるよう「情報モラル教育実践ガイダンス」を作成・配布（平成22年度）。 ○独立行政法人教員研修センターにおいて、情報モラル教育に関する指導者研修を実施（平成22年度）。 ○命の大切さを学ばせる体験活動や社会奉仕体験活動など、他校のモデルとなる様々な体験活動を実施する学校を指定し、その成果を普及させ、学校における豊かな体験活動の円滑な展開を推進（平成19～21年度）。 ○都道府県・指定都市（平成23年度より中核市を追加）に対する補助事業として、自然の中での宿泊体験活動等、学校における豊かな体験活動の円滑な展開を推進（平成22～23年度）。
(3) うつ病についての普及啓発の推進	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○「うつ対策推進方策マニュアル」、「うつ対応マニュアル」の関係機関への提供等を通じて地域におけるうつ病等精神疾患に関する普及啓発への支援を実施（平成19～22年度）。 ○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催（平成19～22年度）。 ○うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報をまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」と、若者向けに心の不調への対処法を紹介する「こころもメンテしよう」を厚生労働省Webサイト内に開設（平成22年度）。
3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組		
(1) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○精神科を専門としない医師に対し、うつ病等の診断能力の向上を目的に「かかりつけ医心の健康うつ病対応力向上研修事業」を実施（平成22年度からは、小児科医等も対象）（平成20～22年度）。

技術の向上		
(2) 教職員に対する普及啓発等の実施	文部科学省	○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアルや、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成、配布。各種会議等を通じて教育委員会・学校に周知（平成20年度～23年度）。
(3) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上	厚生労働省	<p>○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施（平成19年8月29日～31日）。</p> <p>○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相談員研修を実施（平成20年1月10日～11日）。</p> <p>○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員等を対象とした自殺総合対策企画研修、地域自殺対策支援研修、相談員研修、心理職を対象とした心理職等自殺対策研修を実施（平成20・21年度）。また各地の研修に協力（平成19～22年度）。</p> <p>○自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺対策の基礎知識」を刊行（平成20年度）。</p> <p>○自治体、保健所、精神保健福祉センター、精神科医療機関、民間団体等で自殺予防に関する相談業務に関わっている者の資質向上のため、自殺予防総合対策センターにおいて専門的な研修の実施、研修企画の助言、講師の派遣等を実施（平成22年度）。</p> <p>○職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、47都道府県の産業保健推進センターにおいて産業保健スタッフ等の資質向上のための研修等を実施（平成19年度）。</p> <p>○職場における自殺予防を含むメンタルヘルス対策及び過重労働対策を推進するため、全国の産業保健推進センター等において、産業医等の産業保健スタッフ等に対する研修等を実施（平成20～22年度）。</p>
(4) 介護支援専門員等に対する研修の実施	厚生労働省	○介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業の実施（平成19～22年度）。
(5) 民生委員・児童委員等への研修の実施	厚生労働省	<p>○各都道府県、政令指定都市が実施する、</p> <p>①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修得させるための研修</p> <p>②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させるための研修</p> <p>③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎的知識及び</p>

		技術を修得させるための研修等を支援するため「民生委員・児童委員研修事業」を実施（平成19～22年度）。
(6) 地域でのリーダー養成研修の充実	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺総合対策企画研修を実施（平成19年8月29日～31日、平成20～22年度）。また各地の研修に講師協力（平成19～22年度）。
(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上	金融庁	○金融庁の金融サービス利用者相談室の相談員に対して、多重債務相談に対応する際の基本的な心構え等について周知を実施（平成19年10月9日、平成21年2月17日、平成22年2月19日、平成23年2月21日）。 ○多重債務相談に対応する際の相談員の基本的な心構えや実際の相談業務での対応についての「多重債務者相談マニュアル」（冊子及びDVD）を作成し、全国の自治体、関係機関に送付（平成19年7月、平成20年3月に改訂版を作成・送付）。さらに、財務局等の相談窓口の担当者・相談員との意見交換（平成21年度）及び有識者からなる「多重債務カウンセリング・相談タスクフォース」のメンバーからの意見を踏まえ、「多重債務者相談マニュアル」の改訂を行い、平成23年度中に、経験の浅い相談員でも活用することができる、より実践的な「多重債務相談の手引き」を作成・配布予定。
	消費者庁	○各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施（平成21年度～）。 ○独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修を実施する等の支援を実施（平成21年度～）。
	厚生労働省	○厚生労働省職員研修において、メンタルヘルスに関する講習を実施（平成19～22年度）。
(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上	警察庁	○警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等に取り組んでいる（平成19～22年度）。
	総務省	○消防職員が、遺族等に対して適切な対応が図れるよう、消防職員に対する教養訓練を通じ、必要な情報提供を実施（平成19～22年度）。
(9) 研修資料の開	厚生労働省	○「自殺未遂者・自殺者遺親族等のケアに関する対策検

<p>発等</p>		<p>討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」（平成 18～20 年度）において、「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」及び「自死遺族ケアに関するガイドライン」を作成し（平成 20 年度）、このガイドラインに基づいた研修及びシンポジウムを実施（平成 20～22 年度）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相談員研修を実施（平成 20 年 1 月 10 日～11 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施（平成 19 年 8 月 29 日～31 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、地方公共団体、民間団体の相談員に対する研修の企画実施に協力（平成 19～22 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて実施する自殺総合対策企画研修、自殺対策相談支援研修、地域自殺対策支援研修、心理職等自殺対策研修に用いる研修資材を開発（平成 20・21 年度）。一部を印刷物として配布（「中高年男性の自殺予防に取り組む人のための 10 箇条」を配布）（平成 20 年度）。
<p>(10) 自殺対策従事者への心のケアの推進</p>	<p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防総合対策センターで開催される公的機関職員を対象とした相談員研修を実施するにあたり、相談員自らのこころの健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込むことを検討（平成 19 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて地方公共団体、民間団体の相談員に対して実施することとしている相談技法に関する研修のカリキュラムの中に、相談員自らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込んでいる（平成 20・21 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、相談員自らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込んだ、相談支援に関する研修を実施（平成 22 年度）。
<p>4 心の健康づくりを進める取組</p>		
<p>(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進</p>	<p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者の自殺予防に必要な知識をまとめた「職場における自殺の予防と対応」（自殺予防マニュアル）を事業者等に対して配布（平成 19～22 年度）。 ○小規模事業場の労働者及びその家族に対して、セミナーや相談会等を実施（平成 19～22 年度）。 ○産業医に対しメンタルヘルス対策や過重労働対策に関する研修、精神科医等に対し産業保健についての研修

		<p>を実施（平成 19～22 年度）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県労働局・労働基準監督署による個別事業場に対する指導の実施等、職場におけるメンタルヘルス対策を強化（平成 21 年度）。 ○全国 47 都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置し、事業者等に対しメンタルヘルス相談機関等の紹介を開始（平成 20 年度）。 ○全国 47 都道府県のメンタルヘルス対策支援センターにおいて、メンタルヘルス相談機関等の紹介に加え、相談対応、個別事業場への訪問支援を実施し、メンタルヘルス不調の予防から、職場復帰支援に至るまで、事業者の取り組むメンタルヘルス対策の総合的な支援を開始（平成 21 年度）。 ○全国 47 都道府県のメンタルヘルス対策支援センターにおけるメンタルヘルス対策の総合的な支援の一つとして、新たに管理監督者に対する教育を開始（平成 22 年度）。 ○職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設（平成 21 年 10 月）。 ○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、産業保健スタッフ等に対する教育機能を追加等、コンテンツを充実（平成 22 年度）。
<p>(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備</p>	<p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相談員研修を実施（平成 20 年 1 月 10 日～10 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施（平成 19 年 8 月 29 日～31 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺総合対策企画研修」等で、自治体、精神保健福祉センター、保健所等の相談員に対する研修を行い、地域における心の健康づくりの推進を強化（平成 22 年度）。 ○自殺対策において先進的な取組を行う地域を選定し、それぞれ地域の実情にあったモデル的な自殺対策を実施していく地域自殺対策推進事業を実施（平成 19～21 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて関係者相互間での連携体制を構築し、円滑な連携を図るとともに、民間団体の活動を支援するため、自殺対策ネットワーク協議会を実施（平成 18～22 年度）。

		<p>○自殺予防総合対策センターにおいて、</p> <p>①自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画研修及び、精神保健福祉センター、保健所等の相談員に対する相談支援研修を実施（平成20・21年度）。</p> <p>②全国精神保健福祉センター長会の協力を得て、自殺対策研究協議会を開催（平成19～22年度）。</p> <p>③地域における心の健康づくりの推進体制を整備（平成20・21年度）。</p> <p>④関係機関相互間における連携体制の構築を図り、円滑な連携を図ることを目的として、平成18年から全国レベルでの「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係機関における連携体制を推進（平成20～22年度）。</p>
	農林水産省	<p>○農村地域の女性グループ等が行う生活支援等の助け合い活動を充実させるための人材養成活動等を推進（平成19～22年度）。</p> <p>○農山漁村における高齢者等の生きがい発揮のための施設整備として、農産物直売施設や特用林産物活用施設、高齢者等地域住民活動・生活支援促進施設等の整備を推進（平成19～23年度）。</p>
	国土交通省	<p>○高齢者をはじめ、誰もが地域で集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いて行ける身近な都市公園の整備等を推進（平成19～23年度）。</p>
(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備	文部科学省	<p>○「スクールカウンセラー等活用事業」（平成19～23年度）、「スクールソーシャルワーカー活用事業」（平成20～23年度）の実施により、学校における教育相談体制を充実。</p> <p>○「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を開催し、「児童生徒の教育相談の充実について」を作成し、小・中・高等学校、教育委員会等に配布（平成20年度）。</p> <p>○養護教諭の資質向上のため、全国養護教諭研究大会、健康教育指導者養成研修等を開催（平成19年度～平成22年度、平成23年8月）。</p> <p>○「心のケア対策推進事業」として、教職員向け指導参考資料を作成、配布するとともに養護教諭や臨床心理士等を対象にシンポジウムを開催（平成20年度～平成22年度）。平成23年度は「児童生徒の現代的健康課題への対応事業」として引き続き実施。</p> <p>○公立学校等における労働安全衛生法に基づく管理体制</p>

		<p>の整備状況を把握するため、「公立学校等における労働安全衛生管理体制に関する調査」を実施（平成19年12月、平成20年7月、平成22年7月）。</p> <p>○労働安全衛生法に基づく体制の整備の趣旨を周知徹底するため、平成19年12月に実施した調査結果と併せて通知を发出（平成20年5月）。</p> <p>○平成20年4月より、全ての事業場において一定の要件を満たした労働者に対し医師による面接指導等を実施することが義務付けられたことも踏まえ、労働安全衛生管理体制の整備について周知徹底する観点から、通知を发出（平成19年12月）。</p> <p>○学校における労働安全衛生管理について引き続き周知・指導を行うため、担当者会議を開催（平成22年9月、平成23年1月）。</p>
<p>5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組</p>		
<p>(1) 精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○自殺予防総合対策センターにおいて、心理職等自殺対策研修を実施（平成20・21年度）、また各地の研修に協力（平成19～22年度）。</p> <p>れるシンポジウムにパネリストとしての職精神科医療機関等で働く心理職を対象に「心理職自殺予防研修」を実施（平成22年度）。</p> <p>○うつ病に有効な認知行動療法について、実施マニュアルを作成し（平成21年度）、実施者養成のための研修を実施（平成22年度）。</p> <p>○「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」において、アウトリーチ（訪問支援）について検討（平成22年度）。</p>
<p>(2) うつ病の受診率の向上</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○「うつ対策推進方策マニュアル」、「うつ対応マニュアル」の関係機関への提供等を通じて、地域におけるうつ病等精神疾患に関する普及啓発への支援を実施（平成19～22年度）。</p> <p>○精神科を専門としない医師に対し、うつ病等の診断能力の向上を目的に、「かかりつけ医心の健康対応力向上研修事業」を実施（平成22年度からは、小児科医等も対象）（平成20～22年度）。</p> <p>○平成20年4月の診療報酬改定において、うつ病等の精神障害患者の早期受診を促すため、身体症状を訴えて内科等を受診した患者のうち、うつ病等精神障害の疑いのある者について、精神科医師に紹介した場合に算定できる新たな報酬項目を創設（平成20年度）。</p>

<p>(3) かかりつけの 医師等のうつ 病等の精神疾 患の診断・治療 技術の向上【再 掲】</p>		
<p>(4) 子どもの心の 診療体制の整 備の推進</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」の報告書（平成19年3月取りまとめ）の内容を踏まえ、子どもの心の診療医の養成のための研修の実施やテキストを作成（平成19年度）。</p> <p>○様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を平成20年度より3か年のモデル事業として実施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施（平成20～22年度）。</p>
<p>(5) うつ病スクリー ニングの実 施</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○市町村において介護予防事業の中で基本チェックリストを用いて高齢者のうつ病に関するスクリーニングを実施（平成19～22年度）。</p>
<p>(6) うつ病以外の 精神疾患等 によるハイリ スク者対策の推 進</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○「障害者対策総合研究事業」における「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」において、うつ病以外の精神疾患等と自殺との関連についての調査研究を実施（平成21・22年度）。</p> <p>○アルコール依存症や薬物依存症の自助団体の活動の支援、及び自助団体を含む関係機関による依存症対策に係る地域連携体制の構築と効果的な依存症対策の開発・実施を目的とした、「地域依存症対策推進モデル事業」を実施し（平成21・22年度）、また、自助団体の活動を支援する観点から、「依存症回復施設職員研修事業」を実施（平成22年度）。</p> <p>○全日本断酒連盟の協力を得て、「自殺予防のためのアンケート調査」を実施し、アルコール問題普及啓発リーフレット「のめば、のまれる」を作成（自殺予防総合対策センター）（平成21年度）。</p> <p>○自殺予防総合対策センターにおいて、自殺のハイリスク者の支援についての先駆的・試行的取組を、研修プログラムの中で積極的に紹介し、「自殺予防のための自傷行為とパーソナリティ障害の理解と対応研修」「精神科医療従事者自殺予防研修」を実施（平成22年度）。</p>

(7) 慢性疾患患者等に対する支援	厚生労働省	○看護師に対し、慢性疾患等の患者に適切に対応できるような専門領域における実務的な知識・技術の向上を図るための研修を都道府県等において実施（平成 20～22 年度）。
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組		
(1) 地域における相談体制の充実	内閣府	<p>○各都道府県、政令指定都市に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的要因に関する各種相談窓口の整備 ・休日・夜間相談の実施 ・民間団体の相談窓口との連携 ・相談内容に応じた相談窓口の周知 <p>等住民が相談しやすい体制の整備に努め、これら公的機関における相談事業の広報の強化への配慮について通知（平成 19 年 7 月）。</p> <p>○多重債務者対策本部（金融庁）、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会の主催による「多重債務者相談強化キャンペーン（平成 20 年 9 月～ 12 月）」の実施に伴い、効果的な自殺予防週間となるよう同時期に多重債務者向けの無料相談会を実施するように各都道府県・政令指定都市に通知（平成 20 年 6 月 10 日）。</p> <p>○相談しやすい体制の整備を促進するため「こころの健康相談統一ダイヤル」の運用を開始（平成 20 年 9 月）。全国的な運用に向け、対象地域を拡大（平成 21～23 年度）。</p> <p>○「こころの健康相談統一ダイヤル」参加自治体による意見交換会を実施（平成 22 年 4 月 22 日）。</p> <p>○地域における相談体制の現状把握のため、「平成 20 年度インターネットを用いた自殺総合対策推進のための相談窓口情報調査」を実施。</p> <p>○地域自殺対策緊急強化基金を活用し、各地方公共団体の実情に応じた包括支援相談の実施等、地域における相談体制を充実（平成 21～23 年度）。</p> <p>○各都道府県に相談窓口情報を提供（平成 21 年度）。</p> <p>○ハローワークにおける心の健康相談を実施（平成 21 年 12 月～22 年 3 月）。</p>
(2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実	金融庁	<p>○内閣に設置された多重債務者対策本部において、相談窓口の整備・強化、セーフティネット貸付けの提供等の具体的な諸施策を取りまとめた「多重債務問題改善プログラム」を策定（平成 19 年 4 月 20 日）。</p> <p>○多重債務者対策本部では、多重債務問題改善プログラムについて、各施策の進捗状況のフォローアップを実</p>

		<p>施（平成20年6月10日、平成21年7月8日、平成22年12月2日）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各財務（支）局及び沖縄総合事務局に多重債務者向け相談員を配置し、相談業務を開始（平成20年4月）。 ○多重債務者対策本部長決定により、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供すべく、平成19年12月10日～16日に「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を、平成20～22年の9月～12月には期間を4カ月に延長して「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施。平成22年度の「多重債務者相談強化キャンペーン」では、特に事業者向けの相談を強化するため、中小企業団体を実施主体に追加する等取組みを深化。 ○改正貸金業法の完全施行に先立ち、金融庁及び消費者庁の副大臣・大臣政務官、並びに法務省の大臣政務官により構成された「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」において、総量規制等の円滑な実施のための施策の他、多重債務相談の改善・強化やセーフティネットの充実のための施策等を盛り込んだ「借り手の目線に立った10の方策」をとりまとめ（平成22年4月2日）。 ○上記方策に基づいて実施した「あなたは大丈夫？キャンペーンー貸金業法が大きく変わります！ー」において、多重債務相談窓口の認知度向上のための取組みを実施（平成22年5月～）。
	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> ○各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施（平成21年度～）。
(3) 失業者等に対する相談窓口の充実等	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○失業者に対して、ハローワーク等の窓口においてきめ細やかな職業相談など、早期再就職のための各種支援を実施し、特に心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等に対応（平成19～22年度）。 ○ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充（77か所→（平成21年度）92か所→（平成22年度）100か所）するとともに（平成21・22年度）、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、若者・保護者に対する能動的な働きかけ等を実施（平成21年度）。また、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援

		<p>に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化（平成 22 年度）。</p> <p>○ホームレス等の生活困窮者のかかえるメンタルヘルスの問題、自殺関連行動への注意喚起を図るシンポジウムの開催（自殺予防総合対策センター）（平成 21・22 年度）。</p>
(4) 経営者に対する相談事業の実施等	金融庁	○全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会との意見交換会において、個人保証に過度に依存しない融資を推進するよう要請を行った（平成 19 年 7 月ほか）。
	経済産業省	<p>○中小企業金融公庫において、創業等の支援のために、定期的な財務報告を行うことを条件に、本人保証を免除する制度（保証人猶予特例）を創設（平成 19 年度）。</p> <p>○中小企業金融公庫・国民生活金融公庫において再チャレンジする起業家の事業の見込み等を評価することにより融資を可能とする再チャレンジ融資制度を創設（平成 19 年度）。</p> <p>○47 都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」において、企業再生に係る相談や経営相談から再生計画の策定支援まで対応（平成 19～23 年度）。</p> <p>○全国に早期転換・再挑戦支援窓口を設置し、廃業経験者の再起業等に関する相談事業を実施（平成 19・20 年度）。</p> <p>○新創業融資制度について、貸付限度額の引き上げや貸付要件の緩和の実施（平成 19 年度）、対象となる貸付制度の追加（平成 19、20、21、22 年度）等を行いつつ、着実に実施（平成 19～23 年度）。</p> <p>○都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助（平成 21～23 年度）。</p> <p>○全国 52 か所の「地域力連携拠点」において、債務返済など経営課題の解決を支援するため、弁護士を選定し、「経営者のための法律相談」を実施（平成 21 年 12 月 24 日～平成 22 年 3 月 15 日）。</p> <p>○再チャレンジする企業家の事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者の再挑戦を支援する「再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)制度」を実施（平成 21～23 年度）。</p> <p>○中小企業の資金繰り対策に万全を期すため、景気対応緊急保証の創設やセーフティネット貸付の延長・拡充、公的金融による条件変更の目標の引き上げ、金融に特</p>

		<p>化したワンストップの相談窓口として「中小企業金融合同相談会」の開催(全国 186 か所)等を実施(平成 21 年度)。</p> <p>○資金需要の高まる年末及び年度末において、厚生労働省や金融庁とも連携し、ワンストップ・サービス・デイを開催し、資金繰り、経営支援、知的財産の活用、雇用調整助成金等、中小企業のあらゆる相談に対応(平成 21 年度)。</p> <p>○年末において、関係機関の協力の下、利用者が1つの窓口で資金繰りや雇用調整助成金などの相談が出来るよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催するとともに、2011 年3月を年度末の「中小企業ワンストップ電話相談月間」と位置づけ、1つの窓口で資金繰りや知的財産など幅広く相談できる電話相談を実施した(平成 22 年度)。</p> <p>○各都道府県に設置されている「下請かけこみ寺」(全国 48 か所)において、中小企業からの取引に関する各種相談に対し、弁護士(・相談員(平成 22 年度))が無料で対応(平成 21~23 年度)。</p> <p>○全国 84 か所の中小企業応援センターにおいて、弁護士による中小企業経営者のための法律相談等に対応(平成 22 年9月~平成 23 年3月)。</p> <p>○自殺対策強化月間に先立ち、約 400 の中小企業関係機関・団体に対し、自殺対策強化月間の周知に対する協力要請を行うとともに、全国約 8 千人の商工会・商工会議所経営指導員による中小企業への巡回指導を始め、きめ細かい対応を図るよう中小企業関係機関・団体に要請(平成 22 年度)。</p> <p>○平成 23 年3月1日より新たに実施してきた「中小企業電話相談ナビダイヤル」を引き続き実施(平成 23 年度)。</p>
(5) 法的問題解決のための情報提供の充実	法務省	<p>○日本司法支援センター(法テラス)において、自殺の社会的要因に関わる相談窓口をより適切に紹介できるよう関係機関等の範囲の拡大と連携の強化を図り、法テラス・サポートダイヤル(コールセンター)や地方事務所、Web サイトなどを通じ相談者への情報提供の充実に努めている(平成 19~23 年度)。</p> <p>○法テラスの Web サイト(携帯サイトを含む)上に「自殺対策強化月間」の特設コーナーを設置し、法テラス・サポートダイヤルに寄せられた自殺要因となる可能性の高い法的トラブルに関するFAQ(よくある質問と</p>

		<p>答え) 及び支援団体、相談窓口のリンク集を掲載し、自殺対策に関する情報や相談窓口を紹介している(平成20年度~23年度)。</p> <p>○法テラスが定期的に配信するメールマガジンにおいて、自殺対策強化月間の告知や相談の呼びかけを行うなどして、自殺対策に関する情報や相談窓口を紹介している(平成21年~23年度)。</p> <p>○法テラス地方事務所において、自殺予防に関する研修会などに参加し、パンフレット・リーフレットを配布するなどして、法テラスの周知を図っている(平成22年度)。</p> <p>○法テラスにおいて、金融庁・日本弁護士連合会等の関係機関・団体と連携・協力し、多重債務問題・労働問題等に関する相談会を実施するなどして、経済的に余裕のない方のために無料法律相談を実施したり、弁護士費用等を立て替える民事法律扶助制度の周知徹底を努めるとともに、契約弁護士等による無料法律相談を実施し受任・受託につなげるなどして問題の解決を図った(平成21・22年度)。</p> <p>○民事法律扶助の利用を促進するために、法テラスのWebサイト上に、民事法律扶助を利用するための資力要件を満たすかどうか確認できる「要件確認体験ページ」を掲載するなどして、より利便性を高めている(平成21年1月~23年度)。</p> <p>○法テラスのWebサイト上に、多重債務問題・労働問題等を抱えている方が自身の問題を認識し相談行動を起こせるよう、セルフチェックができる「法的トラブル判断シート」を掲載している(平成22年9月~23年度)。</p> <p>○新聞・テレビ等のマスメディアを利用した広報活動を行うとともに、パンフレット・リーフレット等を関係機関や各県の主要郵便局等へ配布したほか、Webサイトを随時更新するなどして、法テラスの業務内容等について周知徹底を図っている(平成19~23年度)。</p>
(6) 危険な場所、薬品等の規制等	警察庁	○自殺するおそれのある行方不明者(家出人)の発見活動に努めた(平成19~22年度)。
	厚生労働省	<p>○医薬品等一斉監視指導において、各自治体を通じて、医薬品販売業者等における毒薬及び劇薬の取扱について確認、指導を実施(平成19~22年度)。</p> <p>○毒物及び劇物について、自治体及び事業者団体を通じ、一般消費者に対する販売を自粛するよう従来より事業</p>

		者に要請しており、必要に応じて通知による周知を行う等、引き続き不適切な使用に繋がる流通の防止を図った（平成 22 年度）。
	農林水産省	○農薬使用に伴う危害を防止するため、農薬使用者に対する講習会の開催や農薬販売者への研修指導を実施（平成 19～21 年度）。 ○硫化水素ガス自殺対策として、農薬の適正販売に向けた関係団体へ協力を依頼（平成 20 年 5 月 20 日）。
	国土交通省	○特定行政庁を通じ、建築物の所有者等に対し、法令に基づく施設設置・維持管理等を徹底させ、屋上からの転落防止等の安全確保を図った（平成 19～23 年度）。 ○鉄道駅のプラットフォームにおいて、視覚障害者等をはじめとした全ての駅利用者の安全性向上を図ることを目的に、線路への落下を防止するホームドア（可動式ホーム柵を含む。）の設置を促進（平成 19～23 年度）。 ○鉄道事業者をメンバーとする「ホームドアの整備促進等に関する検討会」を実施（平成 22～23 年度）。
(7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進	内閣府（青少年）	○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）の施行に伴い、広報啓発資料の配付等を通じて、広報啓発活動を実施（平成 20～23 年度）。 ○有識者検討会において、青少年インターネット環境整備法に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の策定に向けた検討を実施し（平成 20・21 年度）、法施行状況等に係る検討を実施（平成 22・23 年度）。 ○青少年のインターネット利用環境実態調査を実施（平成 21 年 10 月～11 月、平成 22 年 9 月（平成 23 年度は 6 月に実施予定））。その他各種調査を実施（平成 21～23 年度）。
	警察庁	○インターネット上における違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うホットライン業務を民間に委託して、インターネット・ホットラインセンターとして運用し、自殺関連情報につきサイト管理者等へ削除依頼を実施。また、都道府県警察においても同様に自殺関連情報につきサイト管理者等へ削除依頼を実施（平成 19～22 年度）。

		<p>○都道府県警察及びインターネット・ホットラインセンターにおけるサイト管理者等への削除依頼の対象に、硫化水素ガスの製造を誘引する情報を追加し、同情報に係るサイト管理者等への削除依頼を開始（平成20年度）。</p>
	総務省	<p>○「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を含む各種ガイドラインの事業者向け説明会を、平成19年11月に全国4カ所で開催する等、各種ガイドラインの周知に努めた（平成19年度）。</p> <p>○個別の事案への対応についての事業者からの相談を受け付ける「違法・有害情報事業者相談センター」が、平成20年2月に業界団体内に設置されており、その設立準備や周知活動を支援した（平成19年度）。</p> <p>○平成19年12月、携帯電話事業者等に対し、携帯電話等のフィルタリングサービスの導入促進に取り組むよう要請した。</p> <p>○「違法・有害情報等への対応に関する契約約款モデル条項」における禁止行為に「第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する行為」を追加する改訂（平成20年12月）。</p> <p>○「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援（平成21年度）。</p>
	文部科学省	<p>○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づき策定された基本計画等に沿って、青少年のフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する啓発活動の推進等を実施（平成21～23年度）。</p>
	経済産業省	<p>○PCメーカー等の機器メーカーに対するフィルタリング搭載の要請（平成20年度）。</p> <p>○フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施（平成20～23年度）。</p> <p>○フィルタリングの前提となるインターネット上のコンテンツの分類・格付け基準などに関して民間有識者による検討を行うことにより、民間による取組を支援（平成20～23年度）。</p>
(8) インターネット上の自殺予告事案等への	内閣府	<p>○「自殺対策加速化プラン」に基づき、検索サイト管理者等との意見交換を実施（平成20～23年度）。</p>
	警察庁	<p>○都道府県警察において、インターネット上の自殺予告</p>

対応等		<p>事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予告をした者への説諭、自殺予告した者の家族への監護依頼等の自殺防止措置を講じた（平成 19～22 年度）。</p>
	総務省	<p>○「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」の運用による自殺予告者の発信者情報開示の推進（平成 20 年度）。</p> <p>○「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」の適切な運用を支援（平成 21・22 年度）。</p>
	経済産業省	<p>○多様化するネット上のコンテンツに対応し、書き込みサイト等に記載されたキーワードや文脈から必要な情報を検索する技術等の開発を検討（平成 19 年度）。</p> <p>○PCメーカー等の機器メーカーに対するフィルタリング搭載の要請（平成 19・20 年度）。</p> <p>○フィルタリングの重要性や利用促進に関するセミナー等を開催（平成 19 年度）。</p> <p>○フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施（平成 20～23 年度）。</p> <p>○フィルタリングの前提となるインターネット上のコンテンツの分類・格付け基準などに関して民間有識者による検討を行うことにより、民間による取組を支援（平成 20～23 年度）。</p>
(9) 介護者への支援の充実	厚生労働省	<p>○地域包括支援センターに携わる職員等を対象にした研修を実施（平成 19～22 年度）。</p>
(10) いじめを苦にした子どもの自殺の予防	法務省	<p>○以下の施策により、子どもたちがより相談しやすい体制を確立し、いじめをはじめとする子どもの人権問題の解決に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの人権 SOS ミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布（平成 19～22 年度。23 年度も配布予定）。 ・「インターネット人権相談受付窓口（子ども用）」を開設（平成 19～23 年度）。 ・専用相談電話「子どもの人権 110 番（フリーダイヤル）」を開設（平成 19～23 年度）。 ・全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間を実施（平成 19～22 年度。23 年度も実施予定）。
	文部科学省	<p>○いじめ問題に悩む子どもや保護者等がいつでも悩みや不安を打ち明けられるよう、24 時間いじめ電話相談を実施（平成 19～23 年度）。</p> <p>○いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対</p>

		<p>応に向けた取組について調査研究を実施（平成 19～23 年度）。</p> <p>○「スクールカウンセラー等活用事業」（平成 19～23 年度）、「スクールソーシャルワーカー活用事業」（平成 20～23 年度）の実施により、学校における教育相談体制を充実。</p> <p>○「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」を設置し、関係機関や民間団体の連携による、相談体制の充実・子どもの居場所づくり等の取組を推進（平成 21～23 年度）。</p>
(11) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知	内閣府	<p>○内閣府及び自殺予防総合対策センターのホームページに、WHOが作成した「メディア関係者のための手引き」を掲載し、周知（平成 19～23 年度）。</p> <p>○内閣府記者クラブ及び厚生労働省記者クラブを通じて、WHOが作成した「メディア関係者のための手引き」を報道各社に配布・周知（平成 20 年 4 月）。</p>
	厚生労働省	<p>○自殺予防総合対策センターにおいて、自殺や精神疾患について適切な報道がなされるよう、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施（平成 20～22 年度）。</p>
7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ取組		
(1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実	厚生労働省	<p>○「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」（平成 18～20 年度）において、自殺未遂者ケアに関するガイドラインを作成し（平成 20 年度）、このガイドラインを基にして、救急医療の従事者を対象に「自殺未遂者ケア研修」を開催（平成 20～22 年度）。</p> <p>○平成 20 年 4 月の診療報酬改定において、救命救急センターにおいて自殺企図等が疑われる患者について、精神保健指定医が、当該患者の診断・治療を行った場合に算定できる新たな報酬項目を創設（平成 20 年度）。</p>
(2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援	厚生労働省	<p>○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関の相談員への研修を実施（平成 20 年 1 月 10～11 日）。</p> <p>○自殺予防総合対策センターにおいて、精神保健福祉センター、保健所等で自殺予防に関する相談業務を行っている者を対象とした、相談技法に関する専門的な研修を実施（平成 20・21 年度）。</p> <p>○「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へ</p>

		のケアに関する研究」(平成 18~20 年度)において、自殺未遂者ケアに関するガイドライン及び自死遺族ケアに関するガイドラインを作成し(平成 20 年度)、このガイドラインに基づいた研修及びシンポジウムを実施(平成 20~22 年度)。
8 遺された人の苦痛を和らげる取組		
(1) 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援	内閣府	○「自死遺族のための分かち合いの会支援事業」(平成 20 年度)、「自死遺族支援研修等事業」(平成 21 年度)において、自死遺族の分かち合いの会の運営についての研修等を実施。
	厚生労働省	○「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」(平成 18~20 年度)において、自死遺族ケアに関するガイドラインを作成し(平成 20 年度)、このガイドラインを基にして、自死遺族支援に関するシンポジウムを開催(平成 20~22 年度)。
(2) 学校、職場での事後対応の促進	文部科学省	○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成。(平成 21 年度)各学校及び教育委員会等に配布。 ○平成 22 年度「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針や米国における子どもに対する自殺予防教育に関する調査結果を盛り込んだ「平成 22 年度審議のまとめ」を公表。(平成 23 年 6 月)また、背景調査に関する通知等を都道府県・指定都市教育委員会等に発出(平成 23 年 6 月)。
	厚生労働省	○職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺発生直後の職場における対応マニュアルとしての「職場における自殺予防と対応」(自殺予防マニュアル)の内容を充実(平成 19 年 10 月)させるとともに、全国でセミナーを開催する等により普及啓発を実施(平成 19~21 年度)。
(3) 遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進	厚生労働省	○「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」(平成 18~20 年度)において、自死遺族ケアに関するガイドラインを作成し(平成 20 年度)、このガイドラインを基にして、自死遺族支援に関するシンポジウムを開催(平成 20~22 年度)。

		○地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等を作成、配布（平成22年度）。
(4) 自殺遺児へのケアの充実【再掲】		
9 民間団体との連携を強化する取組		
(1) 民間団体の人材育成に対する支援	内閣府	○地域自殺対策緊急強化事業を通じて民間団体の人材育成に対する支援を実施（平成21～23年度）。
	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて国内外の情報収集、Webサイトを通じた情報提供や関係団体等との連絡調整を行うとともに、民間団体の相談従事者への教育研修を実施（平成20・21年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、Webサイトを通じた情報提供や関係団体等への情報発信を実施（平成18～22年度）。 ○自殺対策に関連する学会等の学術成果や経験を互いに紹介し、意見交換を行う「自殺対策推進のための関連学会等の意見交換会」を開催（平成22年度）。
(2) 地域における連携体制の確立	内閣府	○自死遺族支援全国キャラバン実行委員会との共催により東京都でシンポジウムを開催し、全国キャラバンの開始宣言を共同で行うとともに、キャラバン事業として開催されるシンポジウムにパネリストとしての職員の派遣、後援名義の付与などの支援を実施（平成19年7月1日）。 ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、自殺総合対策大綱の説明を行うとともに、地域の自殺対策に係る計画の策定、官民の連携強化等自殺対策への取組を促した（平成19年7月2日）。 ○都道府県知事及び政令指定都市長に対して、自殺対策連絡協議会の運営に当たって、地域の民間団体への参加要請、積極的な意見聴取を行うなど民間団体との協働に配慮するよう通知（平成19年7月31日）。 ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策推進事業、多重債務問題の取組等についての説明を行い取組を促した（平成20年3月6日）。 ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、自殺対策に関する政府の取組

		<p>等についての説明を実施するとともに、自殺対策の地域取組事例を紹介（平成20年7月11日）。</p> <p>○都道府県知事及び政令指定都市長に対し、「現下の経済情勢を踏まえた自殺対策の推進」を通知し、①関係機関との情報共有の強化、相談活動の充実、②社会的要因に対する相談支援体制との連携強化、③自殺が多発する地域におけるパトロール活動等の実施、④地域の相談員を対象とした研修会の開催を依頼（平成21年1月）。</p> <p>○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金についての説明を実施するとともに、自殺対策の地域取組事例を紹介（平成21年5月14日）。</p> <p>○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金を活用した優れた取組を紹介（平成22年7月23日、11月26日、23年2月23日）。</p> <p>○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金を活用した取組事例を紹介するなど、地域における自殺対策の促進に資する情報を提供予定（平成23年度）。</p> <p>○自殺総合対策における具体的な支援策を学び、地域での具体的な自殺総合対策を検討し、民間団体と行政機関のネットワーク形成を図ることを目的とした「地域における自殺総合対策推進のための緊急ワークショップ」を実施（平成21年3月3日・4日）。</p> <p>○自殺防止のためのワークショップを、全国6か所（札幌市、東京都、長野県、大阪市、堺市、福岡市）にて実施（平成21年度）。</p>
	厚生労働省	<p>○自殺予防総合対策センターにおいて、</p> <p>①都道府県・政令指定都市における自殺対策及び自死遺族支援の取組状況に関する調査を実施し（平成19～22年度）、報告書を作成（平成20・22年度）。</p> <p>②関係者相互間での連携体制を構築し、円滑な連携を図るとともに、民間団体の活動を支援するため、自殺対策ネットワーク協議会を開催（平成18～21年度）。</p> <p>③「困窮者問題への対応についての勉強会」及びシンポジウム「生活困窮者のかかえるメンタルヘルスの問題と支援のあり方」を開催（平成21年度）。</p>

(3) 民間団体の電話相談事業に対する支援	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ○電話相談について、電話番号の全国共通化について検討（平成 19・20 年度）。 ○地域自殺対策緊急強化事業を通じて、民間団体の電話相談事業に対する支援を実施（平成 21～23 年度）。
	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○一般社団法人日本いのちの電話連盟主催の日本自殺予防シンポジウム及びフリーダイヤルによる自殺防止のための電話相談事業（毎月 10 日）に対して、助成を実施（平成 19～22 年度）。 ○都道府県に対して、フリーダイヤル電話相談の実施にあたり広報等について協力依頼を通知（平成 19 年 7 月 11 日、平成 20 年 7 月 9 日、平成 21 年 9 月 3 日）。 ○「自殺防止対策事業」で、相談員に対する研修、フリーダイヤル電話相談の実施等の事業を行う複数の団体に対し、財政的支援を実施（平成 21～22 年度）。
(4) 民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防総合対策センターにおいては、自殺予防を目的に掲げていないが自殺予防にきわめて重要と思われる取組や活動を、研修プログラムの中で紹介（平成 19～22 年度）。 ○先駆的な自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を実施（平成 21・22 年度）。

自殺対策の数値目標

平成 28 年までに、平成 17 年の自殺死亡率を 20%以上減少させることを目標とする。

平成 17 年：24.2（人口動態統計） → 平成 22 年：23.4（人口動態統計（概数））